

薬第479号
平成29年10月19日

宇都宮市保健所長 様

栃木県保健福祉部薬務課長

家庭用電気マッサージ器による事故防止に関する周知等について（協力依頼）
このことについて、別添のとおり、通知がありましたので送付します。
なお、下記関係団体の長宛て、別途通知しましたことを申し添えます。

（関係団体）

（一社）栃木県薬剤師会
栃木県医療機器販売業協会
栃木県薬事工業会

薬務課薬事審査担当
船渡川
TEL 028-623-3120
FAX 028-623-3121



薬生安発 1016 第 1 号
平成 29 年 10 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

家庭用電気マッサージ器による事故防止に関する周知等について
（協力依頼）

家庭用電気マッサージ器（家庭用の電気マッサージ器との組合せ医療機器を含む。以下同じ。）の適正使用については、「家庭用電気マッサージ器に関する自主点検等について」（平成 26 年 6 月 23 日付け薬食安発 0623 第 1 号医薬食品局安全対策課長通知）等において、使用者への注意喚起の協力をお願いしてきたところです。

今般、株式会社会的場電機製作所が製造販売していた家庭用ローラー式電機マッサージ器の不適切な使用により、使用者の衣服が巻き込まれ、6 例目の死亡事故が発生しました。これを受けて株式会社会的場電機製作所では、改めて御家庭に残っている製品の使用中止及び回収を呼びかけており、別添のとおり情報提供資材を作成し、全国の薬局等への配布を予定しています。

同様の事故を防止するためには、該当する製品を所有する各御家庭に対して可能な限り広く注意喚起を行うことが極めて重要です。貴職におかれましては、別添の情報提供資材も活用の上、公民館等の公共施設での掲示、各地方自治体の広報誌への掲載、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用した情報提供など、幅広い周知にご協力をお願いいたします。

なお、厚生労働省のホームページにおいて、別添の情報提供資材の電子媒体や関連情報を掲載しているので、併せてご参照ください。

厚生労働省ホームページ

「家庭用電気マッサージ器の正しい使用について（注意喚起）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048807.html>





探しています

的場電機製作所製の

家庭用ローラー式電気マッサージ器を探しています

布カバーを外した誤った使い方により、死亡事故が発生しております。
下記製品をお持ちの方は、すぐに使用を中止してご連絡願います。

通話料無料



携帯PHS OK

0120-01-2251

※携帯・PHSからもご利用になれます。

受付時間

9:00 ~ 12:00

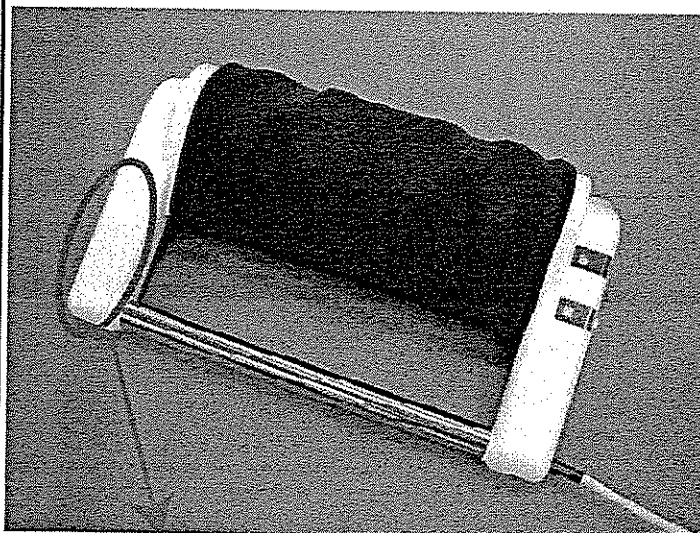
13:00 ~ 17:00

※土日・祝日・年末年始・弊社指定休日は除く

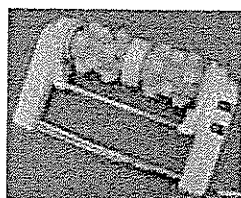
【対象製品は 2 機種です】

昭和 58 年 (1983 年) ~ 平成 8 年 (1996 年) 製造

アルビシェイプアップローラー

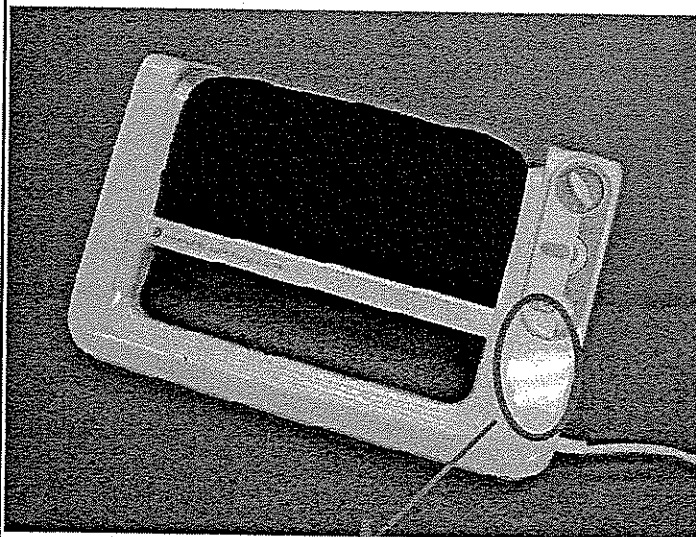


機種名は本体側面のラベル表示
をご確認ください。

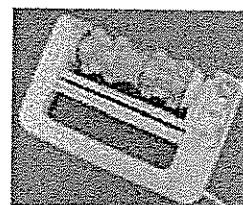


布カバーを
外した状態

シェイプアップローラーⅡ



機種名は本体裏面のラベル表示
をご確認ください。



布カバーを
外した状態

株式会社 的場電機製作所

〒350-1101 埼玉県川越市的場 2627-5 ☎049-231-2255(代表)

薬生安発 1016 第 1 号 平成 29 年 10 月 16 日 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知

「家庭用電気マッサージ器による事故防止に関する周知等について (協力依頼)」